# 平成28年

# 第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

# 目 次

1	会議日程······	2
2	出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	議会事務局職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	開会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	日程第1 補欠議員の議席の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8	日程第2 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
9	日程第3 議長選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10	日程第4 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
11	日程第5 議案審議	8
12	議第13号から議第16号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
13	提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
14	討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
15	議第17号及び議第18号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
16	提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
17	質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
18	議第19号から議第20号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
19	提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
20	質疑、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
21	議第21号及び議第22号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
22	提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
23	採決	27
24	日程第6 一般質問	27
25	閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

# 会議日程

平成28年11月7日(月曜日) 午後1時45分開会

- 第 1 補欠議員の議席の指定
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長選挙
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 議案審議
  - 議第13号 専決処分の報告及び承認について

(平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))

- 議第14号 専決処分の報告及び承認について (熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員等の旅費に関する 条例の一部を改正する条例の制定)
- 議第15号 専決処分の報告及び承認について (熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定)
- 議第16号 専決処分の報告及び承認について (熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の制定)
- 議第17号 平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決 算の認定について
- 議第18号 平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算の認定について
- 議第19号 専決処分の報告及び承認について (平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号))
- 議第20号 専決処分の報告及び承認について (平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 議第21号 平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第2号)
- 議第22号 平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)

笙	6	一般質問
#	n	

# 出席議員(24名)

出席議員(24名)						
		1番	澤	田	昌	作
		3番	鈴フ	ド田	幸	_
		4番	田	中		哲
		6番	西	田	弘	志
		8番	前	田	正	治
		9番	中	村	五.	木
		11番	森		清	孝
		13番	田	中	勝	毅
		14番	入	江		学
		15番	佐	藤	義	興
		17番	中	Ш	政	司
		18番	松	尾	純	久
		19番	佐	藤	安	彦
		20番	荒	木	俊	彦
		21番	草	村	大	成
		22番	荒	牧	俊	
		23番	Щ	本	慶	岡川
		25番	中	村	一喜	<b>事男</b>
		26番	藤	本	_	臣
		27番	竹	﨑	_	成
		28番	森	本	完	_
		29番	松	本	照	彦
		31番	西	村	久	徳
		32番	内	Щ	慶	治
-	<u> </u>					
欠席議員(8名)						
		2番	中	村	博	生
		5番	Щ	下	慶一	一郎
		7番	永	野	忠	弘
		10番	中	嶋	憲	正
		12番	元	松	茂	樹
		16番	荒	木	義	行
		24番	工	藤	秀	_
		30番	友	田	政	春
	<u> </u>					
説明のため出席した者						
JŽ	坛 域 連 合	長	大	西	_	史

	副広	域 連 合	長	荒	木	泰	臣
	代 表	監 査 委	員	北	Ш		正
	事	務 局	長	吉	永	和	博
	総	務 課	長	福	田	敏	則
	事	業課	長	中	元	博	文
		O —					
議会事務局職員							
	議会	事 務 局	長	鶴	田	洋	明
	書		記	堀			満
	書		記	竹	﨑	玲	子
-		O —					
	午後1時	<b>545分開</b>	会				
		O —					

# 〇松尾純久 副議長

それでは時間となりましたので、本会議を開催いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の職務を務めさせていただきます。 議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は24名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

開会に先立ち、大西連合長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

	広域連合長				
議長。					
			O ——		
〇松尾純久	副議長				
大西連台	<b>}</b> 長。				
			O ——		
		(大西一史広城	或連合長 登壇	()	

# 〇大西一史 広域連合長

皆さん、こんにちは。熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、 一言御挨拶を申し上げます。

平成28年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわりませず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本年4月14日、16日に発生をいたしました平成28年熊本地震におきまして

は、県内の多くの自治体が甚大な被害を受け、議員の皆様におかれましては、一日も早い 復興に向け、鋭意努力されていらっしゃることと存じ上げます。

このような厳しい状況下でございましたので、本広域連合は、7月に予定しておりました臨時会については、やむなく見送りとさせていただいたところでございます。

本日は、臨時会で予定をしておりました議長選任をお願いするほか、御提案いたします 議案、平成27年度決算の認定、専決処分の報告及び承認、平成28年度補正予算案、計 10件を御審議いただくものでございます。

提案の趣旨及び内容につきましては、後ほど御説明申し上げたいと存じ上げます。

さて、本広域連合では、熊本地震で被災されました被保険者の皆様が、これまでどおり 安心して医療サービスが受けられるよう、保険料の減免及び医療機関に支払う一部負担金 の免除に係る事務を関係市町村と日々連携し、行っているところでございます。

この減免等の措置により発生いたします財政負担につきましては、県及び全国後期高齢者医療広域連合協議会の協力を得て、国に要望したところ、保険料の減免措置は平成29年3月末まで、一部負担金の免除措置は平成29年2月診療分までの期間について、国から全額財政負担がなされることが決定したことを御報告申し上げます。

さて、後期高齢者医療に係る施策におきましては、国は低所得者等に対する保険料の軽減特例措置を平成29年度から原則的に本則に戻すとしており、国の社会保障審議会で現在議論されているところです。そのため、低所得者等に対する保険料軽減特例措置について、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないようきめ細やかな激変緩和措置を講じること、また、その内容については、早期に示すよう九州ブロックの広域連合協議会で「平成28年度全国後期高齢者医療広域連合協議会要望活動に係る要望事項」として、引き続き厚生労働大臣へ要望することを決議したところでございます。

本広域連合といたしましても、将来にわたり高齢者の方々が安心して医療を受けることができ、生き生きと自立した生活を送れますよう、制度の安定と改善に向け、今後も他県の広域連合と連携し、国へ働きかけて参りたいと考えております。

最後になりましたが、引き続き、県下45市町村並びに県とさらなる連携を深め、医療 保険制度の円滑な運営が図られますよう努めて参ります。

議員の皆様にはより一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(大西一史広域連合長 着席)

# - $\circ$ -

# 〇松尾純久 副議長

この際、諸般の報告を申し上げます。

満永寿博議員から平成28年4月4日付けで、河野一郎議員から同年5月26日付けで 当議会議員の辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第84条の規定によ って御報告を申し上げます。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告及び同法第199条第9項の規定による平成27年度定期監査結果報告がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 第1 補欠議員の議席の指定

# 〇松尾純久 副議長

これより、日程第1、「補欠議員の議席の指定」を行います。

補欠議員の議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、今回当選されました澤田昌作議員の議席を1番に、入江学議員の議席を14番に、山本慶剛議員の議席を23番に指定いたします。

\_\_\_\_\_

#### 第2 会期の決定

#### 〇松尾純久 副議長

次に、日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

#### 〇松尾純久 副議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

\_\_\_\_\_

#### 第3 議長選挙

#### 〇松尾純久 副議長

次に、日程第3、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

#### 〇松尾純久 副議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに 決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、副議長を務めております私から指名 させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

## (「異議なし」の声)

#### 〇松尾純久 副議長

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に澤田昌作議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました澤田昌作議員を熊本県後期高齢者医療 広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

#### 〇松尾純久 副議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました澤田昌作議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました澤田昌作議員が議場におられます。

澤田議長に御挨拶をお願いいたします。

(澤田昌作議長 登壇)

#### 〇澤田昌作 議長

皆様、こんにちは。ただいま議長に御選任をいただきました熊本市議会議長の澤田昌作 でございます。

議長の要職に御選任をいただいたということは、誠に光栄でございます。しかしながら、 国の社会保障制度改革及び後期高齢者医療制度を取り巻く現状や課題を考えますと、その 責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

先ほど、大西連合長の御挨拶にもありましたとおり、平成28年熊本地震で被災をされた被保険者の皆様が、これまでどおり安心して医療サービスを受けられるよう安定した制度運営に努めるとともに、低所得者に対する保険料の軽減特例措置は、主に年金生活である高齢者にとりましては、その生活に大きな影響を与えるものでありますことから、急激な保険料の上昇にならないよう、きめ細やかな配慮を講ずるよう、国に対して働きかけをしていくことが重要であると考えております。

本議会といたしましても、被保険者である高齢者の皆様の負託に応えられるよう、その 使命を十分に果たしていかなければなりません。

今後も公正かつ円滑な議会運営に努めて参りますので、議員の皆様方におかれましては、何とぞ御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、議長就任の御挨拶とさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(澤田昌作議長 着席)

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。
澤田議長、議長席にお着き願います。
(松尾純久副議長 議長席を退席)
(澤田昌作議長 議長席に着席)
第4の会議録署名議員の指名
〇澤田昌作 議長
それでは、議事を進行いたします。
これより、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名することになっており
ます。17番、中川政司議員、25番、中村一喜男議員を指名いたします。
第 5 議案審議
〇澤田昌作 議長
次に、日程第5、「議案審議」を行います。
議第13号「専決処分の報告及び承認について、平成27年度熊本県後期高齢者医療広
域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」及び議第14号「専決処分の報告及
び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職員の職員等の旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定」、議第15号「専決処分の報告及び承認について、熊本県後
期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」、
議第16号「専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職
員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」を一括して議題といた
します。
本件について、提案理由を求めます。
O
〇大西一史 広域連合長
議長。
O
〇澤田昌作 議長
大西連合長。

# 

# 〇大西一史 広域連合長

議第13号から議第16号につきましては、7月に開催予定でございました臨時会にて御提案する予定でしたが、平成28年熊本地震による早急な対応のため臨時会を見送らせていただき、議員の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

それでは、議第13号から16号までを一括して御説明いたします。

この4件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定め、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

まずは、議第13号でございます。平成27年度の後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)につきまして、平成27年度の療養給付費等の財源である国・県支出金、支払基金交付金の交付決定及び決算見込額に基づき、歳入歳出予算を補正したものであります。既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ85億3,336万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,880億7,557万8,000円としたものであります。

次に、議第14号、本広域連合一般職の職員等旅費に関する条例の一部改正につきましては、条例中別表第2に掲げる自治体名に、熊本市と合併いたしました城南町、富合町、 植木町が記載されていたため、削除するものでございます。

次に、議第15号、本広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、熊本県人事委員会によります熊本県職員の給与等に関する報告並びに地方公務員法 改正に伴う総務省の助言を踏まえ、一部改正したものでございます。

最後に、議第16号につきましては、本広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。改正理由といたしましては、熊本市の非常勤職員の報酬及び通勤費用相当額の改定を踏まえ、本広域連合の条例の一部を改正したものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

#### 〇澤田昌作 議長

議第13号、議第14号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第13号、議第14号を一括して採決いたします。

議第13号、議第14号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

#### 〇澤田昌作 議長

御異議なしと認めます。よって、議第13号、議第14号は、原案のとおり承認されま した。

議第15号について、前田正治議員より討論の通告があっておりますので、発言を許します。なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

# 〇前田正治 議員

議長。

〇澤田昌作 議長		
8番、前田正治議員。		
	(前田正治議員	登壇)

#### 〇前田正治 議員

皆さん、こんにちは。玉名市議会議員の前田正治です。

私は、議第15号、専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合 一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対をいたします。 その理由を今から述べます。

この条例改正には、職員の給与は平均2%引き下げることが含まれております。公務員は公務労働者であります。労働者の給与は上げることはあっても下がってはいけないと思います。労働者の給与、すなわち労働力の価値はどのように決定されているのか。資本論によりますと、1つは、労働者本人が生きるために必要な生活手段の費用であります。肉体的要求を満たす衣・食・住の費用や精神的要求を満たすために必要な教養・娯楽などの費用が含まれます。2つは、労働者の家族、特に子どもの養育費であります。労働者が一世代に生きるだけではなく、次の世代の労働者も再生産される、そのための費用であります。3つは、一定の技能や熟練を習得するために必要な費用です。この3つの費用を総計したものが労働力を生産するのに必要な労働力の価値、つまりこれに相当する支払いが賃金であります。給与を引き下げるということは、どういうことになるのか。私は、職員の働く意欲を阻害するものだと思います。働く者に我慢を強いることだと思います。そして、給与の引下げが今年の4月にまで遡って行われることなど、これはとんでもないことであります。公務員の給与引下げは、必ず民間に波及していきます。低迷する日本経済にブレーキをかけることは必然であり、経済の活性化には逆の効果となります。したがって、私は、議第15号には反対をいたします。

以上、討論を終わります。

(刖田止宿藏貝	有吊/
O	

#### 〇澤田昌作 議長

これより議第15号について、採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議第15号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立をお願いいた します。

#### (起立者多数)

# 〇澤田昌作 議長

起立多数と認めます。よって、議第15号は、原案のとおり承認することに決定をいた

しました。

次に、議第16号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第16号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

# 〇澤田昌作 議長

御異議なしと認めます。よって、議第16号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第17号「平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び議第18号「平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

			O ———		
〇大西一史	広域連合長				
議長。					
			O —		
〇澤田昌作	議長				
大西連台	<b>}</b> 長。				
			O —		
		(大西一史広域	連合長 登壇)	) 	

# 〇大西一史 広域連合長

議第17号及び議第18号について、御説明いたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成27年度の広域連合の一般 会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算について、議会の認定をお願いするものであり ます。

一般会計は、広域連合の組織運営に関する経費について、また、後期高齢者医療特別会計は、約27万人の被保険者に対する保険給付等経費について支出したものでございます。その結果、一般会計では、歳入総額2億8,351万9,762円、歳出総額2億4,926万7,635円により歳入歳出差引残額3,425万2,127円を平成28年度に繰り越すものであります。

また、後期高齢者医療特別会計では、歳入総額2,865億5,760万9,363円、 歳出総額2,731億5,875万7,784円により歳入歳出差引残額133億9, 885万1,579円を平成28年度に繰り越すものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長	着席)

〇澤田昌作	議長		
引き続き	、事務局から説明を願います。		
		$\bigcirc$	
〇吉永和博	事務局長		
議長。			
		$\bigcirc$	
〇澤田昌作	議長		
吉永事務	活局長。		
		$\bigcirc$	

#### (吉永和博事務局長 登壇)

# 〇吉永和博 事務局長

それでは、平成27年度一般会計並びに特別会計の決算の概要につきまして、御説明を 申し上げます。

まず、一般会計の歳入について、議案書52、53ページを御覧ください。項の欄の項目に沿って説明をいたして参ります。負担金2億4,178万9,000円は、45市町村からの事務費負担金となります。次に、繰越金4,167万8,639円は、平成26年度決算からの繰越金でございます。次の預金利子1万7,201円、雑入3万4,922円となっております。雑入の主なものは、職員住宅に係る精算金でございます。以上、歳入総額2億8,351万9,762円となります。

続きまして、一般会計の歳出についてでございます。54ページ、55ページをお開きください。項の欄の議会費170万2, 425円は、定例会2回と臨時会1回の開催に要した経費でございます。次の総務管理費2億4, 720万1, 279円は、職員の諸手当や給与負担金、事務所の賃借料などに要した経費でございます。続いて、選挙費26万4, 931円は、補欠選挙に要した費用で、主に郵便代となっております。次に、監査委員費9万9, 000円は、監査委員への報酬等となっております。以上の歳出総額2億4, 926万7, 635円となります。

続きまして、56ページを御覧ください。一般会計の歳入総額2億8,351万9,762円、歳出総額2億4,926万7,635円、差引残額3,425万2,127円となります。以上が一般会計の決算の概要でございます。

次に、特別会計について、御説明を申し上げます。 60ページ、61ページを御覧ください。

まず、歳入についてでございます。項の欄の市町村負担金413億2,330万4,170円は、45市町村からの事務費負担金、療養給付費負担金及び保険料負担金などとなっております。次の国庫負担金692億3,264万7,879円は、療養給付費、高額医療費などに係る国の負担金でございます。続いて、国庫補助金293億292万1,792円は、調整交付金、後期高齢者医療制度事業費補助金などとなっております。

次に、県負担金222億4,257万9,540円は、療養給付費、高額医療費に係る 県の負担金でございます。 次の支払基金交付金1,086億3,002万円は、後期高齢者交付金でございます。 続いて、特別高額医療費共同事業交付金4,939万7,879円は、全国の広域連合の拠出による共同事業からの交付金でございます。

財産運用収入6万9,313円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子となっております。

基金繰入金2億9,420万1,199円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入となります。

62、63ページに入りまして、繰越金150億9,164万1,864円は、平成26年度決算からの剰余金を繰越金として計上したものでございます。県財政安定化基金借入金による借入はございませんでした。

続いて、預金利子1,094万1,614円、雑入3億7,988万4,113円となっております。雑入の主なものは、第三者行為に係る医療給付で生じました賠償金でございます。

以上、特別会計の歳入総額は、2,865億5,760万9,363円となります。

続きまして、歳出でございます。64、65ページを御覧ください。項の欄から総務管理費5億8,610万870円の主なものといたしましては、レセプト電算処理など、委託料、電算システム機器賃借料、療養費の支給決定に伴う各種通知書作成及びこれに伴う郵送料などに要した経費でございます。

次に、療養諸費2,623億1,197万5,796円は、療養給付費、療養費等の療養の給付として、審査支払機関などへ支払ったものでございます。

続いて、高額療養諸費21億2,897万1,380円は、高額療養費及び高額介護合 算療養費でございます。その他医療給付費3億932万円は、葬祭費として支払ったもの でございます。

次に、県財政安定化基金拠出金1億1,293万3,306円は、想定外の保険料不足などの事態に備え、県に設けられております財政安定化基金への拠出金でございます。

特別高額医療費共同事業拠出金3,990万2,980円は、著しく高額な医療費に対し、全国の広域連合の拠出により行う共同事業に拠出したものでございます。

健康保持増進事業費3億3,460万6,620円は、市町村への健康診査事業委託などに係る委託料でございます。

基金積立金の支払済額は、0円となっております。これは、平成27年度から国の制度 改正により、基金から補助金へ転換されたため、積立金の残額は全て保険料軽減特例措置 に充当したためでございます。なお、臨時特例基金は平成28年3月18日に解散をいた しております。

公債費の支出はございませんでした。償還金及び還付加算金73億3,494万6,832円は、主に前年度における国・県・市町村の負担金の精算金となります。

以上、歳出総額は、2,731億5,875万7,784円となります。

続きまして、66ページを御覧ください。歳入総額2,865億5,760万9,363円、歳出総額2,731億5,875万7,784円、差引残額133億9,

885万1,579円となります。

以上が特別会計の決算の概要となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 (吉永和博事務局長 着席)

$\cup$
--------

#### 〇澤田昌作 議長

本件に関し、平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査結果について、監査委員からの報告を求めます。

·	
〇北川正 代表監査委員	
議長。	
〇澤田昌作 議長	
北川代表監査委員。	
	O

(北川正代表監査委員 登壇)

#### 〇北川正 代表監査委員

広域連合代表監査委員の北川でございます。よろしくお願いいたします。

宇土市の元松市長も議員選出の監査委員に就任されておられますけども、代表しまして 私のほうから報告させていただきます。

お手元に平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算審査意見書及び基金 運用状況審査意見書を配付してあるかと思います。お目通しをお願いいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から平成28年7月27日付けで審査に付されました、平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算に関する書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、同じく同日付けで審査に付されました、平成27年度臨時特例基金の運用状況に関する書類の審査結果を報告いたします。

審査は、平成28年8月31日に元松監査委員とともに実施をいたしました。

審査の対象といたしましたのは、一般会計及び特別会計、それぞれの歳入歳出決算書、 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及びこれらに関する証書類並びに財産 に関する調書、基金の運用状況等であります。

審査の内容といたしましては、それぞれの会計の歳入歳出決算書及び証書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行い、必要に応じて関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、また、例月現金出納検査等の結果を参考としまして計数の正確性などについて審査を実施いたしました。

審査の結果といたしましては、審査に付されました平成27年度歳入歳出決算書及び平成27年度主要施策の成果説明書、その他の関係書類等は、それぞれの法令に準拠して作

成されており、計数に誤りはなく、決算及び基金の運用状況はいずれも適正であると認めました。

また、決算に関する監査委員の意見としましては、審査意見書の7ページ及び8ページ に記載しているとおりでございます。第1段落の部分で後期高齢者医療及び広域連合の財 政状況について述べていますが、これを受けて第2段落以下の部分を読まさせていただき ます。

広域連合は被保険者が安心して医療サービスを受けられるよう、国・県・市町村等関係機関との連携を密にし、適切な対応を図るとともに、引き続き安定した制度運営と健全な財政運営の維持に努められたい。

その中で、医療費の抑制を図るうえから、被保険者の健康診査に対する受診意欲を高めることは極めて重要なことである。平成27年度においては、受診率の低い市町村を訪問し、保健事業への協力を要請するとともに、優良市町村の事例を紹介するなど、適切な助言・指導を行ったことが、前年度よりも受診率の向上に繋がったことは評価したい。

しかしながら、受診率は全国と比較して依然として低い状況にあるため、今後とも市町村との連携をより一層強化しながら、被保険者への受診勧誘方法を見直すなど創意工夫により、さらなる受診率の向上に努めるよう要望する。

また、広域連合へ職員を派遣している市町村の中には、今回の熊本地震により大きく被災したところもあり、そこでは多くの職員が災害関連業務の対応に追われ、他市町村等へ応援を要請している状況にある。

このことを踏まえ、広域連合においては、番号制度の導入や高齢者の特性に応じた保健 事業の展開など新たな課題に迅速に対応していくためにも、限られた職員の能力を最大限 に発揮し、事務事業のさらなる効率化に努めるよう要望する。

決算規模等、具体的な数字につきましては、9ページから18ページにかけて記載のと おりでございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

さらに、基金運用状況に係る監査委員の意見等につきましては、23ページ及び24ページに記載のとおりでございます。

以上、平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計に係る決算審査並びに基金の運用状況についての報告といたします。

(北川正代表監査委員 着席)

# 〇澤田昌作 議長

議第17号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第17号について、採決をいたします。

— 0 —

この採決は、起立によって行います。

議第17号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立をお願いいた します。

(起立者多数)

#### 〇澤田昌作 議長

起立多数と認めます。よって、議第17号は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第18号について、質疑に入ります。

荒木俊彦議員より質疑の通告があっておりますので、発言を許します。なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。どうぞ。

		()		
a#		O		
〇荒木俊彦	議員			
議長。				
	<b>詳</b> E	<u> </u>		
〇澤田昌作	誐攴			
20番、	荒木俊彦議員。			
		(荒木俊彦議員	登壇)	

#### 〇荒木俊彦 議員

議第18号につきまして、質疑を行います。

先ほどの監査委員からの意見の中で、受診率を高めることが非常に大切であるというようにおっしゃられました。それに関連しまして、平成27年度ですね、受診率が10%未満の自治体、特に人口の多い自治体ほど引上げが必要だと思われますが、分析や指導援助がなされているのかどうか、また、被保険者人数に対して保健師などのマンパワーが足りないのではないか、これが1点目です。

2つ目に、これは改善された点ですね、26年度まで健診受診率が非常に低かった山鹿市でありますが、27年度、一気に受診者数が1,000人増えて26.4%の受診率で、2,601人の方が受診をされております。大変良いことだと思います。この受診率がこれほど大きく引き上がった理由について分析がなされているかどうか、また、援助などがなされたのか、この点についてお尋ねをいたします。

3点目に、人間ドック助成実施自治体は、26年度中は10自治体、昨年27年度は13で、3自治体増えて前進をしておりますが、この関連性で受診率が低い自治体ほど人間ドック助成を実施していないということです。市町村別の受診率、人間ドックの一覧表がございますが、平均未満、1、2、3、4、5、6、7、8自治体が、受診率が県の平均未満でありますが、このうち氷川町を除いて全て人間ドックの助成を実施しておりません。最大の被保険者数であります熊本市あたりが本来は率先をしてやるべきではなかろうかと思いますが、ドック助成によって各自治体が独自の持ち出し財源、これが発生するということで、これがネックになって実施を躊躇しているのではなかろうかと思われますので、お尋ねをいたします。

(荒木俊彦議員	着席)

# 

(吉永和博事務局長 登壇)

# 〇吉永和博 事務局長

健康診査に関する3点のお尋ねにお答えをいたします。

1点目の受診率10%未満の自治体などへの分析や指導援助がなされているかとのことでありますが、本広域連合ではこれまで市町村の状況や情報収集、支援のために市町村を訪問し、他の自治体の参考となる取り組み等の情報収集を行いまして、受診率の低い市町村へ情報を提供しているところでございます。今年度は地震等の関係もありますが、受診率が10%未満の自治体、特に人口の多い自治体に対しまして、市町村を訪問いたしながら本広域連合の事業課長と市町村主管課長の協議や担当者間協議などを行うなど、市町村との連携の強化を図る予定であります。その他、KDB(国保データベース)を活用し、疾病分類別統計資料を作成するため分析を行うなど、情報を共有しているところでございます。さらに、市町村健診担当者研修会や主管課長会議等の各種機会を通じて、受診率向上について、より一層市町村と連携を密にしながら、目標達成に向けて取り組んでいるところであります。

次に、被保険者人数に対して保健師などマンパワーが少ないのではないかとの御質問でございますが、市町村におきましては、特定健診や健康診査など、健康に関する業務等、多岐にわたり関わっておられ、そのような中で後期高齢者の医科健診、歯科健診などを、委託事業として、市町村において実施をしていただいているところでございます。御指摘のとおり、マンパワーにつきましては、後期高齢者医療に関しては厳しい状況ではありますが、その点につきましては各市町村の事情であり、政策的なことになりますので、市町村の判断に委ねることになるかと思っております。

2点目の山鹿市の受診率を引き上げるための対処、援助などの対応に関する御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、各市町村の訪問の際、山鹿市とも協議をさせていただいております。山鹿市におきましては、受診率の向上のための取り組みを推進されておられまして、平成25年度から比較しますと22.57%の上昇となっております。具体的に申し上げますと色々と要因はありますが、取り組みの初年度といたしまして、受診機会の確保のために被保険者全員に受診券を送付されておられます。また、2年目には個別健診のみの対応でしたが、集団健診も取り入れられ、被保険者の受診環境が整ったことによるものではないかと思っております。いずれにいたしましても、このような取り組みを、今後も市町村訪問を行いながら情報を共有し、市町村の受診率向上に努めて参ります。

3点目、人間ドック助成による自治体独自の持ち出し財源がネックになって実施を躊躇

しているのではないかとのお尋ねですが、市町村に対する補助は平成22年度から開始し、実施市町村は少しずつ増えており、平成27年度は13市町村が補助を活用し実施されているところであります。市町村が実施する人間ドックへの広域連合からの助成額につきましては、市町村の代表で構成されております事業協議会において1万5,000円と定めており、市町村の意向を反映したものとなっております。なお、財源としております国の特別調整交付金は、広域連合や市町村で実施する他の保健事業の財源ともなっておりますことから、財源を調整しながら可能な限り対応を図っているところでございます。御指摘のとおり、人間ドックの実施により市町村においても独自の負担が発生するため、全市町村での実施までには至っておりませんが、被保険者の生活習慣病の早期発見につなげるためにも、引き続き主管課長会議など様々な機会をとらえて、制度勧奨を行って参ります。

(吉永和博事務局長 着席)

		\ \ \	3/10/10/13/13/27/19/2	, H ////	
〇荒木俊彦 議長。	議員				
〇澤田昌作	議長				
荒木俊彦	<b>珍議員</b> 。				
	-				
			(荒木俊彦議員	登壇)	

#### 〇荒木俊彦 議員

受診率を引き上げるということは、そう簡単にはできないと思うわけですが、しかしそれでも今事例がございました山鹿市の事例ですね、もう少し詳しく分析をして、ほかの自治体のまさに模範となる事例だと思うわけであります。これからもう少し詳しく分析をして、これを広めることが必要ではないかということと、それから後期高齢者全体で人口の被保険者の人数が多いところが、きちんとした健康対策をうっていかないと、この制度自体がもたないと言われております。熊本県内においては、とりわけ被保険者が多い市はもちろんでありますが、熊本市がもうちょっと抜本的な受診率の引上げを本気でやらないと県全体が迷惑を被る。県全体の高齢者も迷惑を被るということになりかねないと思いますけど、その点についていかがお考えでしょうか。

		(荒木俊彦議員	着席)
〇澤田昌作	議長		
荒木議員	、答弁者は。		
〇荒木俊彦	議員		
事務局長	でお願いします。		
O-L-> 1-B	+		

#### 〇吉永和博 事務局長

議長。
○澤田昌作 議長
吉永事務局長。
□小事伤问文。
(吉永和博事務局長 登壇)
〇吉永和博 事務局長
今のお尋ね、2つあったと思います。山鹿市の分析をよく分析をして、それをもっと広
めたらいいのではないかという御質問であったろうと思います。もう1つは、人口の多い
自治体への制度の推薦勧奨をもっとしてほしいという内容であったかと思います。
まず、山鹿市の詳しい分析については、今答弁では簡単に2点を申し上げましたところ
でございますが、ほかにも幾つかあったと思います。これは、内容、細かいことになりま
すので、私どもの各市町村への訪問の際にそういったところも詳しく情報提供をして参り
すので、私ともの各市町村への副向の原にて サバラ にところも詳しく情報提供をして参り たいと思っております。
たいと思っております。 2点目の人口の多い市町村についての受診率の引上げについては、私どものほうも特に
訪問を行っているところでございます。今後もそのような活動を続けて参りたいと思いま オ
す。 (七礼和唐書教皇長、美安)
(吉永和博事務局長 着席)
O荒木俊彦 議員
○元不後序 職員 (議員席より)連合長の方も。熊本市の方。人口の多い自治体はどうやって引き上げるの
一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
○澤田昌作 議長
人口の多い自治体は、事務局のほうから一緒に答えて。
○荒木俊彦 議員
(議員席より)連合長が熊本市だから聞いているんです。
(
では、連合長にですね。
(議長と議会事務局が協議)
〇吉永和博 事務局長
議長。
(議長と議会事務局が協議)
(MXX C MX A + 477/14 / MUHX)

場で今日は出席をされて本日おられますので、熊本市長としてのお立場でお答えすること

での会議ではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。
それでは、事務局のほうから。吉永事務局長。
(吉永和博事務局長 登壇)
〇吉永和博 事務局長
熊本県内においては人口が多いところにつきましては、御指摘のとおり受診率は比較し
ますと低くなっているという状況でございます。しかしながら、その人口だけでその受認
率が決まっているということではなくて、市町村においては取り組みの内容またはその地
域性から受診率が違っているというところでございます。
今、御指摘の大きい自治体についてはどうかということでございますが、大きい自治体
は自治体でまた地域性がまた違って参りまして、また医療機関の受診の状況も違って参り
ます。このようなことで一概に人口が多いところ、少ないところということで受診率を半
断するのは、なかなか難しいところでございますが、いずれにいたしましても市町村にお
きましては、受診率の向上に努力していただきますよう私どものほうもお願いを申し上げ
また市町村においての努力も期待をするところでございます。
以上でございます。
(吉永和博事務局長 着席)
〇澤田昌作 議長
以上で、通告による質疑は終了いたしました。
続きまして、荒木俊彦議員より討論の通告があっておりますので、発言を許します。な
お、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。
O荒木俊彦 議員
議長。
O
〇澤田昌作 議長
20番、荒木俊彦議員。

# 〇荒木俊彦 議員

私は、平成27年度の広域連合の特別会計決算について、反対の立場から討論を行います。

(荒木俊彦議員 登壇)

ただいま質疑の中でも述べましたが、後期高齢者医療はもちろんでありますが、こうした健康保険の一種でありますけど、とりわけこの高齢者の医療保険制度において、被保険者の人数が多いところをきちんと、とりわけ保険者が元気で長生きをしてもらうという観点から相当力を入れて健康管理をしていかないと、この制度自体がもたないというふうに言われていることもございます。全国的に言えば、例えば東京とか名古屋とか福岡とかい

う大都会、被保険者の人数が多いところ、ここはとりわけほかのところ以上に力を入れないとこうした受診率も引き上がっていかないと言われているわけでありますが、ただいまの答弁ではとてもそういう努力の跡が見られないと思うわけであります。

また、受診率を引き上げるために九州各県では福岡以外は、受診の自己負担が無料とな っております。再三受診をするきっかけにはなると言いながら、あくまでも高齢者の自己 負担を無料にすることを実施しようとしないと。私は、今度の熊本地震の中でつくづく感 じたんですが、地震の被害に遭われた高齢者の皆さんの中で所得の低い方々ほど、まさに 途方に暮れている状態がいまだに続いているということを指摘したいと思います。あの地 震によって、とりわけ屋根が壊れたことによって、屋根をなおす手段がない方々は、あれ よあれよとしている間に雨が降り出して、壊れたところから雨が漏って、天井が落ちて、 天井が腐り、今度は畳にカビが生えて、家具が駄目になって、天井の雨漏りを止めること ができなかったがために、その被害額が十数万で済んだのが、20万、30万、50万、 100万っていうふうにものすごい被害額が雪だるま式に膨れ上がっている。そのことに よって本当に途方に暮れている人たちがいまだにたくさんおられるわけであります。そう いう意味で、この後期高齢者75歳以上の高齢者の皆さんが元気で長生きをしてもらうと いう観点があるのであれば、私はほかの県並みに受診率の自己負担を早急にゼロにして、 そのことによって受診率を引き上げる、そして何よりも被保険者の皆さんが元気で長生き をしてもらうと、これが本来の政治の果たすべき役割である。このことを確信して、今回 の27年度決算に納得がいかないということで反対の立場を表明したいと思います。 以上です。

(荒木俊彦議員 着席)

- 0 ----

#### 〇澤田昌作 議長

これより議第18号について、採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議第18号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立願います。

(起立者多数)

# 〇澤田昌作 議長

起立多数と認めます。よって、議第18号は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第19号「専決処分の報告及び承認について、平成28年度熊本県後期高齢者 医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」及び議第20号「専決処分の報告及び承認に ついて、平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

) -

〇大西一史 広域連合長	
議長。	
〇澤田昌作 議長	
大西連合長。	
	O
	(大西一史広域連合長 登壇)
〇大西一史 広域連合長	
議第19号及び議第	20号について、御説明いたします。
本件は、地方自治法	第179条第1項の規定に基づき、平成28年度一般会計補正予算
(第1号) 及び平成2	8年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、専決
処分により定めました	ので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し
その承認をお願いする	ものであります。
今回の補正予算は、	一般会計では、平成28年熊本地震に伴い、被災した市町村事務の
支援及び医療費に係る	一部負担金の免除並びに保険料の減免による事務量の増加に伴い、
職員の時間外手当が不	足するため補正するもので、既定の歳入歳出予算総額に355万2
000円を追加し、補	正後の歳入歳出予算の総額を2億6,535万5,000円とする
ものであります。	
また、後期高齢者医	療特別会計では、平成27年度療養給付費の確定により、その精算
額を支払基金に返還す	るため、補正措置したものであります。既定の歳入歳出の総額に歳
入歳出それぞれ13億	503万8,000円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算の総
額を2,778億7,	887万3, $000$ 円とするもので、 $8月1$ 日付けで専決したもの
であります。	
御承認のほどよろし	くお願い申し上げます。
	(大西一史広域連合長 着席)
	O
〇澤田昌作 議長	
議第19号について	は、前田正治議員より質疑の通告があっておりますので、発言を許
します。なお、発言時	間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承
知願います。	
	O
〇前田正治 議員	
議長。	
	O
〇澤田昌作 議長	
8番、前田正治議員	

(前田正治議員 登壇)

# 〇前田正治 議員

議第19号、専決処分の報告及び承認について、平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)中、時間外手当増加に伴う業務内容について、質疑をいたします。なお、この問題は、今まだここに提案は上程はあっておりませんが、議第21号とも関連がしますので、その辺も含めて御答弁をよろしくお願いします。

1点目、熊本地震被災における保険料減免の県全体の件数、総額はどうなるか。それは、 28年度保険料負担金の何%に当たるのか。

2点目、減免した保険料の補填はどうするかということですけど、これは先ほど連合長の挨拶の中で、全額国が交付するということがありましたので、分かりました。結構です。

3点目、減免は30年度の保険料改定にどのような影響があるか。これも減免における 補填財源は国が全額出すということで、次年度の保険料改定には影響はないと思いますが、 念のため平成30年度の保険料引上げの要因にはならないのかどうか、確認をいたします。

		(刖田止宿藏貝	有品)	
	-			
〇吉永和博 議長。	事務局長	-		
〇澤田昌作	議長			
吉永事務	务局長。			
	-			 
		(吉永和博事務局長	· 登壇)	

# 〇吉永和博 事務局長

保険料減免に関する2点のお尋ねにお答えをいたします。

1点目、熊本地震被災における保険料減免の県全体の件数及び総額とその減免額は平成28年度保険料負担金の何%になるのかとのことでございますが、平成28年10月1日現在では1万6,833件、金額にして6億4,728億8,600円となっているところでございます。その内訳といたしましては、「住宅の半壊及び大規模半壊」が1万3,161件、4億3,264万1,200円、「住宅の全壊等」が3,722件、2億1,464万7,400円でございます。また、保険料減免総額の割合は、平成28年度予算に計上しております保険料負担金現年度分138億9,743万5,000円の4.66%となっております。

2点目、減免が平成30年度の保険料改定に影響するのかとのお尋ねにお答えをいたします。先ほど、歳出の中でもありましたとおり、熊本地震に伴う保険料減免につきましては、全額国の財政支援がございますので、減免を実施したことにより保険料改定に影響が及ぶことはないと考えております。

(吉永和博事務局長 着席)	
O	—

#### 〇吉永和博 事務局長

すみませ	たん。議長。	
	O	
〇澤田昌作	議長	
吉永事務	5局長。	
	(吉永和博事務局長 登壇)	
〇吉永和博	事務局長	
すみませ	けん。今の発言で金額を間違ってしております。平成28年10月1	日現在での
金額ですか	、6億4,728万8,600円でございます。失礼いたしました。	
	(吉永和博事務局長 着席)	
〇前田正治	議員	
議長。		
	O	
〇澤田昌作	議長	
前田正治	議員。	
	O	
	(前田正治議員 登壇)	
〇前田正治	議員	
相当な金	₹額で、これを処理する職員の皆さんも大変かと思います。	
再質問と	:して、今回の保険料軽減、これは罹災証明書をもらったから自動的	にこれが減
免されると	いうことではありません。対象者が減免の申請をすることによって	初めて実現
をすると。	そこでですね、申請することを知らなかった、あるいはしていない	、そういっ
た申請漏れ	uを防止するための対策はどのようにしているのか。後期高齢者が対	象でありま
	器切丁寧な説明で理解を得る。あとは印鑑だけ押してもらうと。それ	
, -	いうようなことが、私は一番いいんじゃないかなというふうに感じる	わけです。
どういった	<u>対</u> 応がされているのか、執行部の答弁を求めます。	
	(前田正治議員 着席)	
	O	
〇吉永和博	事務局長	
議長。		
	O	
〇澤田昌作	議長	
吉永事務	<b>务局長。</b>	
	(吉永和博事務局長 登壇)	

# 〇吉永和博 事務局長

被保険者に対してどのような周知をしているかというお尋ねでございます。

被災をされた方々につきましては、市町村において、まず罹災証明の発行があると思いますが、そういった手続きの際に市町村において周知をされております。それ以外にも、市町村において様々な広報活動がされておりますが、その中でこういった手続きについても御説明を申し上げているところでございます。それからもう1つ、実際に医療機関に行って、多くの方々が医療行為を受けられておるところでございますが、そういった医療機関においてもそういった制度のチラシを配っていただく、または掲示していただくというようなことで周知を図っているところでございます。

		(古水和博事務局長	え 看席)
	-	O	
〇前田正治	議員		
議長。			
〇澤田昌作	議長		
前田正治	台議員、	最後の登壇となります。	
		O	
		(前田正治議員	登壇)

#### 〇前田正治 議員

今、事務局長の答弁を聞きますと、申請事務そのものを各市町村の判断だからというようなちょっとそういった意味合いを受けるわけですけど、私は、やっぱり先ほど荒木議員からもありましたけど、こういった軽減策が一人も漏れなくやっぱり実現できるということが、やっぱり一番大事じゃないかなというふうに思います。それで、各市町村に対して申請漏れについての確認などもやはり広域連合の事務局のほうからすべきじゃないかと。一人も漏れなく申請ができたと、そういうことこそ熊本地震被災者に対する懇切丁寧な対応じゃないかなというふうに思うわけです。執行部の御見解をお伺いします。

	(前田正治	議員	着席)
		$\bigcirc$	
〇吉永和博	事務局長		
議長。			
		$\bigcirc$	
〇澤田昌作	議長		
吉永事務	5局長、最後の答弁となります。		
		$\bigcirc$	
	(吉永和博事	₹務局±	是 登壇)

#### 〇吉永和博 事務局長

一人も漏れなく申請をするように努力をするための御質問かと思います。

市町村におきましては、自分の自治体の住民の方でございますので、できるだけ多くの 方を救いたいというお気持ちが当然職員の方にもあろうと思います。そういった中で、周 知については、できるだけきめ細やかに、そして漏れなく指導をされていることと思って おります。私どものほうも地域の方々がお困りになっているというのは、なかなか大変だろうと思っておりますので、市町村の方々にもそういった漏れがないようにということでお願いをしているところでございます。御指摘の内容につきましては、今後私どものほうも市町村にこういった漏れがないようにということでお願いをして参りたいと思います。

それから、それについて確認をすることによってというような意味合いもちょっとあったかと思いますが、被保険者の方々がどの世帯に属し、その方とどのような罹災の証明の世帯と結び付いているかというのは、現実的には全部結び付けて処理をするのは、現実的にはちょっと難しゅうございます。それによりまして、確認は、その点につきましては、少し難しい問題ではないかと思っております。

#### 〇澤田昌作 議長

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

討論の通告はございませんので、これより議第19号について、採決をいたします。 この採決は、起立によって行います。

議第19号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立をお願いします。

# (起立者多数)

#### 〇澤田昌作 議長

起立多数と認めます。よって、議第19号は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第20号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第20号の採決をいたします。

議第20号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声)

#### 〇澤田昌作 議長

御異議なしと認めます。よって、議第20号について、原案のとおり承認することに決定をされました。

次に、議第21号「平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」及び議第22号「平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

- 0 -----

#### 〇大西一史 広域連合長

議長。				
			O —	
〇澤田昌作	議長			
大西連台	長。			
			O —	
		(大两一中広崎	(油合長 発恒)	

#### 〇大西一史 広域連合長

議第21号及び議第22号について、御説明いたします。

本件は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、平成28年度の広域連合一般会計補正予算(第2号)並びに後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、議会の議決をお願いするものであります。

まず、一般会計補正予算は、平成27年度決算による剰余金を平成28年度予算に歳入するため追加補正するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,028万2,000円とするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算は、平成27年度決算による剰余金を平成28年度予算へ歳入し、療養給付費の確定に伴う国・県・市町村へ精算するための追加補正及びその精算額として国・県・市町村に償還するものであり、既定の歳入歳出予算の総額を額に歳入歳出それぞれ75億6,706万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,854億4,593万5,000円とするものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 〇澤田昌作 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第21号、 議第22号を一括して採決いたします。

議第21号、議第22号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

#### 〇澤田昌作 議長

御異議なしと認めます。よって、議第21号、議第22号について、原案のとおり可決 されました。

— O –

#### 第6 一般質問

#### 〇澤田昌作 議長

次に、日程第6、「一般質問」を行います。

お手元に配付しております一般質問通告書のとおり、前田正治議員と荒木俊彦議員から

一般質問の通告がありましたので、発言を許します。なお、発言時間は1人10分以内、 回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

初めに、	前田正治議員から発言を許します。	
------	------------------	--

		$\circ$		
〇前田正治	議昌			
	戒只			
議長。				
成火。				
		$\circ$		
〇澤田昌作	議長			
0 11 7	5 田 工 沙			
8番、月	前田正治議員。			
		/ <b>公田子</b> 次 <b>苯</b> 日	マペ (六)	
		(前田正治議員	谷浬)	

# 〇前田正治 議員

前田正治です。

熊本地震による後期高齢者世帯の負担軽減について、一般質問を行います。

4月14、16日、かつて経験したことがない震度7という最高震度の大地震がありました。大変恐ろしい思いをしましたが、その後頻繁に発生する余震の多さがさらに恐怖心を膨らませました。避難所や車中泊、テント泊、軒先避難など、多くの人が苦境に立たされております。県内およそ13万棟の住宅被害、役所、庁舎や病院、その他施設の損壊など、住民の暮らしに甚大な影響が出ております。犠牲になられた方、財産を失われた方、全ての皆さんにお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、復旧・復興の先頭に立って活動をしておられる首長の皆さん、そして職員の皆さんに心から敬意を表します。

それでは、通告に沿って2点、質問をいたします。

1点目、住宅の全壊、半壊、一部損壊、それぞれ被害状況は違いますが、被災した全ての人が復興に向かって動き出すことは、熊本県民、そして全国民の願いであります。とりわけ、一部損壊世帯は、復興に向かって比較的に近い位置にあると思いますが、公的な支援が全くありません。私の近所の人は後期高齢者で一人暮らしであります。瓦や雨といが被害に遭いました。一部損壊で修理の見積りは120万円でした。雨漏りだけは避けたいと、90万円で瓦だけ修繕されました。知り合いの業者さんでありましたから、支払いは分割でお願いしたそうであります。全壊、半壊の修理には、多額の費用が必要であります。また、一部損壊でも地震がなければ使わなくてよいお金を使わざるを得ない状況であります。全壊、半壊はもちろん、一部損壊にも支援の手を差し伸べることが元の暮らしを一日も早く取り戻すためには重要だと考えます。連合長は、一部損壊家屋の修繕金額の状況をどのように把握されているか。後期高齢者世帯における一部損壊家屋の修繕が、その世帯の暮らしに及ぼす影響について、連合長の認識を伺います。

2点目、熊本地震の復旧・復興に向けては、一部損壊被災者に対しましても、被害の程度に応じた医療費一部負担金の軽減及び保険料の減免を実施することが必要かと思いますが、連合長の見解をお聞きします。

(前田正治議員 着席)

議長。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○澤田昌作 議長
大西連合長。
(大西一史広域連合長 登壇)
〇大西一史 広域連合長
熊本地震による後期高齢世帯の負担軽減についてのお尋ねにお答えをいたします。
まず、一部損壊家屋の修繕金額の状況について、広域連合といたしましては、把握をい
たしておりません。なお、一部損壊家屋の修繕が、その世帯の暮らしに及ぼす影響という
お尋ねにつきましては、損壊の状況により影響があるものと受け止めております。
2点目につきまして、広域連合におきましては、国からの通知によりまして、家屋の全
壊、半壊等の被害に遭われた被保険者に対しましては、地震発生後の4月診療分から平成
29年2月診療分までの一部負担金を免除することとなっております。一部損壊の被保険
者に対しましても、一部負担金の軽減及び保険料の減免ができないかというお尋ねでござ
いますが、一部損壊につきましては、国が示す免除の対象外となっていることから、国か
らの財政支援がなく、広域連合の自主財源で実施しなければなりませんので、現状では難
しいと考えております。
以上です。
(大西一史広域連合長 着席)
O
〇前田正治 議員
議長。
○澤田昌作 議長
前田正治議員。
(前田正治議員 登壇)

# 〇前田正治 議員

一部損壊世帯に対する家屋の修繕が、その世帯の暮らしに及ぼす影響について、連合長は損壊状況によって影響があるというお答えでありました。一部損壊といえども被害状況、その程度はやはり違います。私が言いたいのは、その被害が大きいところの状況では、やはり暮らしにも影響があると。そういうところは、一部負担金あるいは保険料の減免が適用できないかということを申し上げているわけであります。

再質問をいたします。保険料を滞納すれば、短期保険証、資格証明書などの罰則があります。現在、資格証明書の発行はあっておりませんが、滞納における罰則を法律で定めて

ある以上は、その罰則を回避する定めも必要ではないか。必要であります。熊本地震による後期高齢者医療保険料減免の案内を見ますと、減免要件第4項では、事業の廃止や失業等で同一世帯の世帯主の収入が一定、10分の3以上減少する被災者の方と定めがあります。一部損壊といえども修理に要する費用は、数十万円から数百万円かかります。後期高齢者には銀行からの融資も大変厳しい現実があります。年金収入は決して多くない状況のもとでも後期高齢者医療保険料はきっちりとその年金から天引きをされる。修繕費用も出さなければならない。これでは多くの高齢者が文化的生活を送れない状況に追い込まれるのではないでしょうか。年金だけが唯一の収入である後期高齢者だけの世帯で、その修繕費用が年金収入の一定以上かかった場合は、保険料軽減対象の第4項を運用してもいいのではないかと考えます。執行部の見解をお伺いします。

		(則出止冶議員 看席)	
	-		
〇吉永和博	事務局長		
議長。			
		O	
〇澤田昌作	議長		
吉永事務	5局長。		
		O	
		(吉永和博事務局長 登壇	<u>i</u> )

# 〇吉永和博 事務局長

一部損壊の世帯につきまして、そしてその内容について、収入の減とか、それ以外の状況があった場合、補助ができないかというお尋ねだったろうと思います。

まず、国のほうの今回示しております減免または免除に関する規定の中に、世帯主の死亡または重篤な傷病、世帯主の収入の減少の申請につきまして、その他の要件があります。その内容につきましては、重篤な傷病については1カ月以上の入院・療養、そして収入減少につきましては、被保険者に属する世帯の世帯主の収入が一定の収入に対し10分の3以上減少した場合に、前年度所得の状態に応じまして保険料に10分の2から10分の10を乗じた額を免除するというふうになっております。なお、保険金またはその他、損害賠償等の補填がありました場合には、その世帯の収入とみなすということになっております。

#### (前田正治議員 登壇)

#### 〇前田正治 議員

いわゆる第4項の運用は、なかなか厳しいということですかね。

御案内のとおり、県や市町村におきましては、一部損壊に対しても一定の条件を満たせば、義援金の配分を行うことが決定をしました。このような決定がなされた背景には、公的な支援が全くない一部損壊でも、決して無視することができない支援が必要な被災者の実態が存在するからにほかなりません。ならば、後期高齢者医療の一部負担金の軽減及び保険料の減免につきましても、熊本地震による一部損壊世帯における県内独自の政策として具体化すべきではないかと考えます。後期高齢者が復興に向かって踏み出す大きな後押しが必要であります。連合長の誠意ある答弁を求めて、私の質問を終わります。

2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

	(前田正治議員	着席)
〇大西一史	広域連合長	
議長。		
〇澤田昌作	議長	
大西連台	う長、最後の答弁となります。	
	(大西一史広域連合	長 登壇)

# 〇大西一史 広域連合長

前田議員のほうから一部損壊等の被保険者への支援ということでございますけれども、この保険料の一部損壊等の被保険者への支援ということで、この保険料の充当をしてしまいますと、大変保険料の改定時において大幅な増となる恐れがありまして、全被保険者への影響というものも懸念されておりますことから難しいというふうに思われるところでございます。また、免除のための財源ということに対しても、新たに構成市町村から徴収することは現状では難しいというふうに考えております。いずれにいたしましても、この一部損壊世帯につきましては、国のほうも当然それぞれの世帯の被災状況によって、今県あるいは市町村、それぞれでもこの一部損壊世帯に対する何らかの支援ができないかということは、それぞれ検討されているところでございますので、そうしたことも含めまして、一部損壊の被災者の皆さん方がいち早く生活再建を進められることが必要だというふうに思っておりますが、現状でこの広域連合の自主財源で実施をしているということから鑑みますと、現状では難しいということをどうか御了承いただきたいと、このように考えております。

以上です。

	(大西一史広域連合長	着席)
_	O	

#### 〇澤田昌作 議長

次に、青	記木俊彦議員の発言を許します		
〇荒木俊彦	議員	<u> </u>	
議長。		_ 0 -	
〇澤田昌作	譲長		
20番、	荒木俊彦議員。		
		— O ·	
	(荒木)	俊彦議員	登壇)

# 〇荒木俊彦 議員

大津町の町会議員の荒木です。一般質問を行います。

以上で、前田正治議員の一般質問は終わりました。

今回の一般質問は、元気で長生きのためにということで、75歳以上の高齢者の皆さん の元気で長生きをしていただくという観点から質問をいたします。

第1点目は、先ほど質疑を行いましたが、健診の受診率、また人間ドック受診者を増やす、そのためにはせめて健診自己負担は無料にして、健康で長生きを支援をしたらどうかということであります。健康寿命を延ばすために、健康診査や人間ドックが特に大切である。これまで健診の自己負担を無料にすることは、受診のきっかけづくりになると答弁がなされております。高齢者の傾向として、経済的に苦しい人ほど健診やドックを受けていない、同時に健康を維持できていない人が多いのではなかろうかと推測されます。

また、2点目に、健診、人間ドック受診者の所得構成を調査することが必要ではないか。 つまり、低所得者の方ほど健診の受診率が低いと思われるからであります。私の地元大津 町、また地元の高尾野というところでありますが、今回の地震で約110世帯の自治会で 7割の家が半壊以上、40数件が解体せざるを得ないという大変な地震の被害に遭ってお ります。残りの3割は一部損壊であります。御承知のとおり、市町村の被災、住宅の罹災 証明は非常に厳しいものがございまして、瓦が落ちた程度では半壊と認めてもらえません。 地震後、雨が降り続きました。先ほども言いましたが、瓦が壊れて、あれよあれよとぼう 然としている間に雨が降って、雨漏りがして、天井が落ちて、家が駄目になって、被害が どんどん大きくなっていく。こういう方々がまさに途方に暮れておられるわけです。まさ にこの後期高齢者の人間の健康も全くこの住宅と一緒ではありませんか。基本である人間 が生活していく上で基本であります住まい、雨漏りは絶対しないとこれが基本であります。 そのための援助が必要であります。そして、人間の体の健康を維持するためには、まさに 健康診断を受ける。あるいは人間ドックを受診すると。これも元気なうちにやらないと意 味がありません。大きな病気をしてから人間ドックを受けてもほとんど意味がなくなって くるわけであります。そういう意味で、熊本は、広域連合はかたくなに自己負担を求め続 けております。私も今期限りでこの広域連合議員を引退することになりますが、受診者、 被保険者の元気で長生きがまさに政治家の基本であるということを改めて申し上げて、自 己負担を無料にして受診率を引き上げることを求めたいと思います。それから、とりわけ

低所得者の方に対する配慮、以上2点について、連合長、事務局長にお尋ねをいたします。 (荒木俊彦議員 着席) 〇大西一史 広域連合長 議長。 〇澤田昌作 議長 大西連合長。 (大西一史広域連合長 登壇) 〇大西一史 広域連合長 健診費用の無料化に関するお尋ねにお答えをいたします。 後期高齢者医療における健診費用は、県内の被保険者から徴収しております保険料を財 源としておりますため、個人負担額については県内統一的な運営が基本となります。一般 的に医療機関を受診される方は、窓口にて原則1割の自己負担をいただいていおりますた め、健康な方が健診を受ける場合にも、医療機関を受診するのと同様に健診基準単価の 1割相当である800円を自己負担額としております。受益者負担の原則から、医療機関 で検査を受けた場合と同様になるよう御負担をお願いしているところでございます。 なお、平成26年度の調査によりますと、全国の健診受診率と自己負担額の関係は、健 診費用を無料とする26の広域連合の平均受診率が23.44%、自己負担がある21の 広域連合の平均受診率は22.79%となっております。 さらに、本広域連合におきましても、年々受診率は上昇しておりまして、平成26年度 と比較しますと1.41%増加していることから、自己負担の無料化による受診率向上へ の効果に直接つながるものではないと考えております。 経済的に苦しい人ほど健診やドックを受けていないのではないかとのお尋ねでございま すが、公平な負担率により保険料を徴収しておりますことから、受診者の所得構成の調査 は行っていないところでございます。 以上です。 (大西一史広域連合長 着席)

〇吉永和博 事務局長

健康診査や人間ドック受診者の所得構成の調査に関するお尋ねにお答えをいたします。

今、連合長が申し上げましたとおり、健康診査の費用の個人負担額につきましては、県内統一的な運営が基本となりますので、所得構成の調査は必要ではないと考えております。また、人間ドックにつきましても、事業協議会において「保険料を財源とした県下一律の人間ドックの助成は行わないが、人間ドックを実施する市町村に対し、長寿・健康増進事業の交付金を活用し、1人当たり1万5,000円の補助は実施する」と決定しております。なお、事業主体は市町村となりますので、事業内容等におきましては市町村の判断に委ねているところでございます。

		(吉永和博事務局長	き 着席)
〇荒木俊彦	議員		
	1		
議長。			
〇澤田昌作	議長		
荒木俊彦	<b>彦議員</b> 。		
		(荒木俊彦議員	登壇)

#### 〇荒木俊彦 議員

再質問を行います。

1つは、確かに受診率が年々引き上がってきていることは喜ばしいことであります。山鹿市の事例等もございますので、職員の皆さんの努力、また市町村の担当者の皆さんの御努力に期待をするものであります。しかしながら、九州各県と比べて見ましても、熊本の健診の受診率は決して高くはないということであります。それから、先ほど連合長は、健康診査の受診は一般的な病気にかかって病院にかかる受診、病気を治すための受診も1割、だから健康診断を受けるのも1割を負担していただくとおっしゃられましたが、これはまさに矛盾をすることであります。病気になって受診をするということは、病気を治すために、病気になったから、どこか悪くなったから受診をして病院にかかるわけですが、健康診査というのは病気にならないための行為です。病気になるのが1カ月遅れる、あるいは1年遅れる、そのことによってこの後期高齢者医療全体がほかの人たちも含めて恩恵を受けるわけです。医療費が下がるわけですから。

例えば、介護保険がよく言われますが、介護の施設に入りますと、1カ月 $40\sim50$ 万かかります。この方が1月遅れれば、40万円、50万円の財源が浮いてくるわけ。1年だと600万、それ以上の財源が浮いてくるわけであります。そういう意味で健康診査を受けるということは、一般的な病気による受診とは全く相反するものであり、また何よりも御本人が元気で長生きをしてもらうという配慮、思いやり、政治の原点という考えが私はあるかと思いますが、連合長はこの点について、受診率を上げることは御本人のためになり、またほかの被保険者全体の利益につながる、このことについてお認めになるかどうか見解を求めたいと思います。

それから、健診や人間ドック受診者の所得構成、これを調査することは簡単にできると 思いますけど、事務局長、これが事務的にできるかどうか、受診率と所得の状況、この構 成、この可能性についてお尋ねをいたします。

成、この可	「能性についてお尋ねをいたします。
	(荒木俊彦議員 着席)
〇大西一史	広域連合長
議長。	
〇澤田昌作	議長
大西連合	·長。
	O
	(大西一史広域連合長 登壇)
〇大西一史	広域連合長
先ほども	答弁申し上げましたが、この受益者負担の原則ということから御負担をお願い
していると	いうことは議員も御理解いただいているところだというふうに思います。ただ、
議員、御指	f摘のとおり、この健診の受診率をアップをさせること、そして常に健康で長生
きをしてい	いただくといった非常にこの医療費の部分に関しても影響があるのは、これは間
違いのない	いことだというふうに思います。
ただやは	はり、それが必ずしも先ほどの答弁をいたしましたとおり、健診費用を無料とす
ることとこ	この受診率が必ずしもリンクしているということでは、因果関係がそこで認めら
れていると	いうことではありません。やはり経済的に苦しかろうが、経済的に裕福であろ
うが、健康	₹であるために常に御自身それぞれ意識をして受診、こういう健診を受けていた
だくという	こと、この意識付けが非常に重要でございますので、そういった意味で我々広
域連合とい	いたしましても、それぞれの自治体に赴きまして、こういった受診率を向上させ
るいろいろ	らな啓発事業、そういったことを進めていただきますようお願いをこれからもし
て参りたい	いというふうに思います。よろしくお願いいたします。
	(大西一史広域連合長 着席)
〇吉永和博	事務局長
議長。	

〇澤田昌作 議長

吉永事務局長。

(吉永和博事務局長 登壇)

\_\_\_ 0 -

# 〇吉永和博 事務局長

人間ドックに関する質問にお答えをいたします。

人間ドックを受けられている方の所得状況が調査できないかという御質問であったと思

いますが、広域連合においてその所得については把握をしておりません。人間ドックにつきまして、その受付をしていただく市町村においては、当然のことながらその方の所得については、税務関係等で把握されていることだと思いますが、広域連合におきましては、その情報を受けておりませんので、それについて広域連合として調査をすることは難しいということでございます。

		(吉永和博事務	易長	着席)
		(	O –	
〇荒木俊彦 議長。	議員			
<b>戒</b> 又。		(	O -	
〇澤田昌作	議長			
荒木俊彦	<b>泛議員、</b>	最後の登壇となります。		
		(	O –	
		(荒木俊彦議	美員	登壇)

# 〇荒木俊彦 議員

改めて申しますが、受益者負担の原則から1割を負担していただくということですけど、もちろん御本人が健康を保つということは、その方が最大の受益者であります。しかしながら、この高齢者医療を維持していくためには、一人でも多くの方が健康で長生きを増やしていくことが、被保険者全体の受益につながるという観点が私は何よりも大切だと思うから、お金があろうがなかろうが無料で受けられるんですよと、75になったら無料で受けられますから、どんどん元気なうちに健診を受けてください、人間ドックに入ってくださいと、それが改めて私は政治の役割であると思います。

それから、事務局長のほうから調査が難しいと言われましたが、私は、健康診断を受けた人、それから人間ドックを受診された、この2つ、所得構成を調査することは不可能ではないと思いますよ。保険料が減免、9割減免、段階的に減免措置がなされておりますから、減免をなされていない方、いわゆる一定の所得がある方、それから9割減免、8割減免、7割減免というようなふうに段階がすぐ市町村にちょっと調べてくれと言えば簡単にできるはずですけど、これは技術的には簡単にできると思いますけど、再度やる気も含めてお尋ねをしたいと思います。

	(荒木俊彦議員 着席)	
	O	
〇澤田昌作	議長	
吉永事務	<b>8局長、最後の答弁となります。</b>	
〇吉永和博	事務局長	
議長。		
	O	
	= <del>+</del> =	

〇澤田昌作 議長

吉永事務局長。		
	O	
	(吉永和博事務局長	登壇)

# 〇吉永和博 事務局長

階層についての再度のお尋ねでございます。

広域連合といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、その所得については把握をしていないところでございます。議員が、今、申し上げられた階層と減免のどの階層になるかといった意味合いのものであれば、うちのほうにも当然ながら被保険者でございますので、ある程度のうちの保険料の減免を行う意味での階層という情報はあるわけでございます。それにつきまして、議員がおっしゃる所得の把握というものの御質問という意味ではちょっと違うとは思いますが、そういった情報は広域連合にはあるということで申し上げておきます。

(吉永和博事務局長 着席) ------- ○ -------

# 〇澤田昌作 議長

以上で一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句 その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に 委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

#### 〇澤田昌作 議長

御異議なしと認めます。よって、本定例会において、議決された案件の整理については、 これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、平成28年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時29分閉会

_	38	_
---	----	---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 澤田 昌 作

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長 松尾 純久

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 中 川 政 司

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 中 村 一喜男